

在留邦人・旅行者の皆様へ

平成25年6月27日
在サントペテルブルク日本国総領事館

安全上のお知らせの添付メモの訂正について

6月14日に当総領事館から発出いたしました「安全上のお知らせ（日本国旅券携帯に関する補足事項）」で配布した、警察官が不当な要求をした際に提示する「添付メモ」の内容について、記載されていた在ウラジオストク日本国総領事館の電話番号が誤っておりましたので、お詫び申し上げます。

ついでには、正しい電話番号を記載した「【訂正】添付メモ（警察官に対する提示メモ）」を添付いたしますので、お手数ですが、差替えいただき、訂正されたものをご使用になるようお願いいたします。

ご迷惑をお掛けいたしますが、何とぞよろしくようお願い申し上げます。

在サントペテルブルク総領事館 領事班

Consulate-General of Japan in Saint-Petersburg, Consulate Section

Address: 30 Millionnaya St., St. Petersburg, Russia 190000

Tel: +7(812)336-76-73 Fax: +7(812)703-54-63

E-mail: ryoji@px.mofa.go.jp

【訂正】添付メモ（警察官に対する提示メモ）

Посольство Японии в РФ просит Вас, в случае возникновения каких-либо подозрений по наличию, а также правильности оформления документов японского гражданина, имеющего настоящий документ, дать возможность связаться с Посольством или Ген.консульством в РФ и не отказать в предоставлении следующей информации:

Ф.И.О. _____

Принадлежность к ОВД _____

Занимаемый пост _____

Телефон для связи _____

Консульский отдел Посольства Японии	(495) 229-2520
Генеральное консульство в Санкт-Петербурге	(812) 314-1434
Генеральное консульство во Владивостоке	(423) 226-7481
Генеральное консульство в Хабаровске	(4212)41-30-48
Генеральное консульство в Южно-Сахалинске	(4242)72-55-30

在ロシア日本国大使館は、この書類を所持している日本人のロシア滞在にかかる手続きについて貴官が指摘を行うに際し、同人が当館もしくは総領事館に相談のために連絡することを妨げないよう要請するとともに、併せて貴官の氏名、所属先、官職、連絡先を下記の欄に記入するよう要請する。

氏名 _____

所属先 _____

官職 _____

連絡先電話番号 _____

在ロシア日本国大使館領事部	(495) 229-2520
在サンクトペテルブルク総領事館	(812) 314-1434
在ウラジオストク総領事館	(423) 226-7481
在ハバロフスク総領事館	(4212) 41-30-48
在ユジノサハリンスク総領事館	(4242) 72-55-30

在留邦人・旅行者の皆様へ

平成25年6月14日
在サンクトペテルブルク日本国総領事館

安全上のお知らせ
(日本国旅券携帯に関する補足事項について)

先般、在留邦人・旅行者の皆様に対し、「安全上のお知らせ（日本国旅券の盗難被害に関する注意喚起）」を发出させていただいておりますが、本件に関して、複数の同様の問い合わせがありました。このため、日本国旅券の携帯について、以下の事項を補足しますので、ご参考いただくようお願いします。

【旅券携帯に関する補足事項】

- 1 「安全上のお知らせ（日本国旅券の盗難被害に関する注意喚起）」は、当総領事館が管轄するサンクトペテルブルク市及びレニングラード州の実情に合わせて发出したものです。モスクワを始めとするロシアの各地においては、当該地域を管轄する在外公館（大使館・総領事館）の安全情報等を参考いただくようお願いします。
- 2 当地は世界的な観光地ですが、警察官が旅行者に旅券の提示を求めることはほとんどありませんし、実情として、大半のツアー団体旅行者は旅行会社等の指導により日本国旅券を常時携帯していません。また、旅行者が日本国旅券を所持していないことを理由に逮捕・勾留又は警察署に連行された事例は、最近では報告されていません。
- 3 通常、当地の警察官は外国人に対して旅券の提示を求めないのが一般的ですが、最近では、警察官が旅券の提示を求めるのは主に3つの理由が考えられています。①日本人と中央アジア系は顔貌が似ており、警察官が不法移民を取り締まるため、②公共施設へのテロ警戒、国際会議、大型イベント等の警備で不審者をチェックするため、③警察官が賄賂目的で何かしらの因縁をつけるため。
- 4 上記3-①「不法移民の取締り」及び②「警戒警備」の場合、外国人の身元を確認することが警察官の目的ですので、日本国旅券及び査証のコピーを提示すれば、大抵の場合、問題となることはありませんが、上記3-

③「賄賂目的」の場合は、外国人から金銭を巻き上げることを目的としていますので、日本国旅券及び査証のコピーを提示しても、警察署に連行される又はパトカー等に乗ることを要求される可能性が高いと思われます。しかし、この場面において、警察官が罰金等の理由で現金を要求することは違法ですので、要求された場合は支払いを拒否するのと同時に添付のメモ（警察官を特定するための氏名・階級の記入を要求するもの）を提示し、できるだけ速やかに総領事館までご連絡願います。

5 なお、当地は査証発給の手続きがモスクワ等のロシア国内の他の都市とは異なるため、日本国旅券を盗難・紛失した際の査証取得がモスクワ等と比較しても複雑な手続きとなっています。このため、当地の実情として、日本国旅券を盗難・紛失した場合、予定通り出国できなくなるリスクや滞在に必要な査証が円滑に発給されないリスクは、他の都市と比較しても大きく、当地の実情に合わせて日本国旅券の携帯に関する注意喚起を行ったものです。ロシア国内の他地域の安全情報等とは異なる内容をお知らせする必要があったことを併せてご理解いただくようお願い申し上げます。

在サンクトペテルブルク総領事館 領事班

Consulate-General of Japan in Saint-Petersburg, Consulate Section

Address: 30 Millionnaya St., St.Petersburg, Russia 190000

Tel: +7(812)314-1434 Fax: +7(812)703-54-63

E-mail: ryoji@px.mofa.go.jp
